

令和8年度 子ども・子育て支援新制度利用のご案内



令和8年度の幼稚園・認定こども園幼稚園部の利用手続きをご案内しますので、次の要領でお申込みください。

○宍粟市内の幼稚園・認定こども園(幼稚園部) (R7.10.1現在)※保育時間等は変更になる場合があります

施設名			定員	所在地	電話番号	指定園区	保育時間	一時預かり	保育年齢			
幼公 稚立	洄	東	幼	稚	袁	25	山崎町三谷57-6	62-1563		8:00~13:30	18:00まで	
園立	波	賀	幼	稚	袁	30	波賀町安賀654-1	75-2094		8:00~13:30	18:00まで	
こ ど公 も立	戸	原	ے 2	も	東	11	山崎町宇原1704-2	62-1576		8:00~13:30	17:00まで	
	は	りま -	- 宮こ	ども	園	15	一宮町東市場809-1	72-1987		8:00~13:30	17:00まで	
遠	_	宮北	こと	ビ も	尉	15	一宮町三方町287-1	74-1628		8:00~13:30	17:00まで	
私立こども園	み	のり	こと	ビ も	尉	15	山崎町高下408-3	62-7739	なし	8:30~14:00	18:00まで	3歳児から (^{令和5年4月1日生} まれまで)
	宍	粟	わ	か	ば	15	山崎町庄能426	62-3913		8:00~13:30	18:00まで	5.1.15. 37
	ま	ある	C 6	ビ も	淵	14	山崎町野300	62-6382		8:30~13:30	19:00まで	
	<	くりのみこども園			袁	15	山崎町段43	62-7540		8:30~14:30	18:00まで	
	訴	誠心学園(認可申請中))	0)	山崎町山田107-1	63-1389		9:00~14:00	18:00まで	
	ち	くさ杉	の子で	こども	園	15	千種町千草1-1	76-3777		8:00~13:30	17:30まで	

※見学を希望される方は、施設に直接問合せください。

≪ 申込受付期間・受付場所 ≫

〇幼稚園・認定こども園(幼稚園部)

【受付期間】令和7年10月28日(火)・令和7年10月29日(水)13~16時

【受付場所】公立幼稚園:各幼稚園

公立こども園:こども未来課」または 各保健福祉課

私立:<u>各認定こども園</u>

※誠心学園の幼稚園部の受付場所は、誠心学園保育園です。

※定員を超える場合は、選考により入園を決定します。



① 利用申込の流れ

保育所 認定こども園(保育園部) 【2・3号認定】

市へ利用申込み・支給認定申請

※継続児は、利用中の施設でも受付可能です

<提出書類>

- 申込書(新規or継続)
- 就労等証明書(保護者)
 - ※P.4「保育の必要性について」 を要確認!
- ※保育希望理由により、必要な書類 が異なります



₹}

市が保育の必要性・必要量を審査

※申請内容について、保護者もしくは勤務先 に問合せさせていただく場合があります 幼稚園

認定こども園(幼稚園部) 【1号認定】

公立<u>幼稚園</u>:希望施設へ直接申込み 公立<u>認定こども園</u>:市へ申込み 私立:希望施設へ直接申込み

※「誠心学園」は、誠心学園保育園へ申込み

<提出書類>

• 申込書(新規or継続)



施設の審査方法に基づき 施設が入園調整

※審査方法は施設により異なります



施設が内定・保留を決定し通知



施設を通して 市へ支給認定申請



市が支給認定



保育の必要量に基づき 市と施設で入所調整

※先着順ではありません



<u>市が</u>内定・保留を決定し通知 & 市が支給認定証を交付(新入園児のみ)

※内定・保留の通知は 通知書もしくは電話連絡にて行います



<u>市が</u>支給認定証を交付 (新入園児のみ)



市が保育料を計算し、決定額を通知



利用施設の説明会に参加もしくは個別面談



利用開始

★保育の必要性について

保育所・認定こども園(保育園部)【2・3号認定】の利用を希望される場合は、<u>両親とも</u> <u>に「保育を必要とする事由」のいずれかに該当</u>し、認定を受ける必要があります。

「保育を必要とする事由」により必要な書類や認定期間が異なりますので、下記の表を参考にしてください。

※幼稚園・認定こども園(幼稚園部)【1号認定】の利用を希望される場合は不要です。

	保育を必要とする事由	内容	保護者の状況を証明するもの証明者認定期間
1	就 労	保護者が1か月48時間以上労働することを常態としており、その児童の保育ができない場合	事 業 主 小学就学まで 小学就学まで 大 は
2	妊娠•出産	保護者が妊娠中又は産後間がなくその児童の 保育ができない場合	母子手帳(写) 出産予定日の前後8週間
3	保護者の疾病・障がい	保護者が病気もしくは負傷していたり、心身 に障がいがあり、その児童の保育ができない 場合	診 断 書 医 師 小 学 就 学 ま で 身 障 手 帳 (写) 療 育 手 帳 (写) 精神障がい者手帳 (写) 満 3 歳 到達まで
4	同居親族の介護・看護	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人があるために、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合	介護等確認書 民生委員 診断書医 師小学就学まで 身障手帳(写) 満3歳到達まで 精神障がい者手帳(写)
5	災害復旧	震災、風水害、火災などにより、家を失った り破損したため、その復旧の間、その児童の 保育ができない場合	選災証明書等点小学が学まで・民生委員満3歳到達まで
6	求 職 活 動	保護者が求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っており、その児童の保育ができない場合	求 職 受 付 票 公共職業安定所
7	就 学	保護者が学校に在学又は公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校において行う職業訓練を受けており、その児童の保育ができない場合	在 学 証 明 書 校 長 ・ 学 長 - 学 業 (修 了) 予 定 日 の 月 末 受 講 証 明 書 公共職業安定所
8	育児休業※	保護者の育児休業開始前に、 <u>既に保育所等を</u> 利用している子どもについて、育児休業の 間、引き続き入所が必要と認められる場合	育 児 休 業 期 間 ・ 入 所 の 必 要 性 が 確 認 で き る 書 類
9	そ の 他	上記の理由以外で、児童の保育ができない場 合	*こども未来課へ相談ください。

- ※「就労」を理由に保育所等を利用されている子どもに限ります。「育児休業」での新規申込はできません。
- ・勤務内定で入所された場合は、勤務開始後2ヶ月以内に再度、証明書の提出が必要です。
- ・勤務先、勤務時間等の変更があった場合は、再度、証明書の提出が必要です。
- •世帯の状況や保育を必要とする事由に変更があった場合は、必ず申し出ください。
- 保育を必要とする事由に該当しない状況が判明した場合は、入所決定を取り消します。
- ・就労等証明書は保護者全員分の提出が必要です。

★子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことにより、保育所等を利用する場合には、支給認定を受けることが必要となりました。

支給認定は3つの区分に分かれ、認定区分により利用できる施設が決まります。

また、2・3号認定については、保護者の就労等の時間によって、保育必要量の認定もします。 保育必要量は2つの区分に分かれ、利用できる保育時間が決まります。

■教育・保育の場

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 3~5歳の子どもは保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けます。 保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できます。 子育て支援を行っており、相談や親子の交流の場に参加できます。
地域型保育	保育所より少人数の単位で、0~2歳の子どもを保育する事業 ・家庭的保育(保育ママ) ・小規模保育(定員6~19人) ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育 ※現在のところ、宍粟市で実施する施設はありません。

■支給認定と利用施設

区分	内容	利用施設	
1号認定	満3歳以上で、 家庭で保育を受けることができる子ども	幼稚園 認定こども園(幼稚園部)	
2号認定	満3歳以上で、 保護者の就労等で家庭で保育を受けることが 難しい子ども	保育所 認定こども園(保育園部)	
3号認定	満3歳未満で、 保護者の就労等で家庭で保育を受けることが 難しい子ども		

^{※3}号認定から2号認定への変更の手続きは不要です。

■保育必要量と利用時間

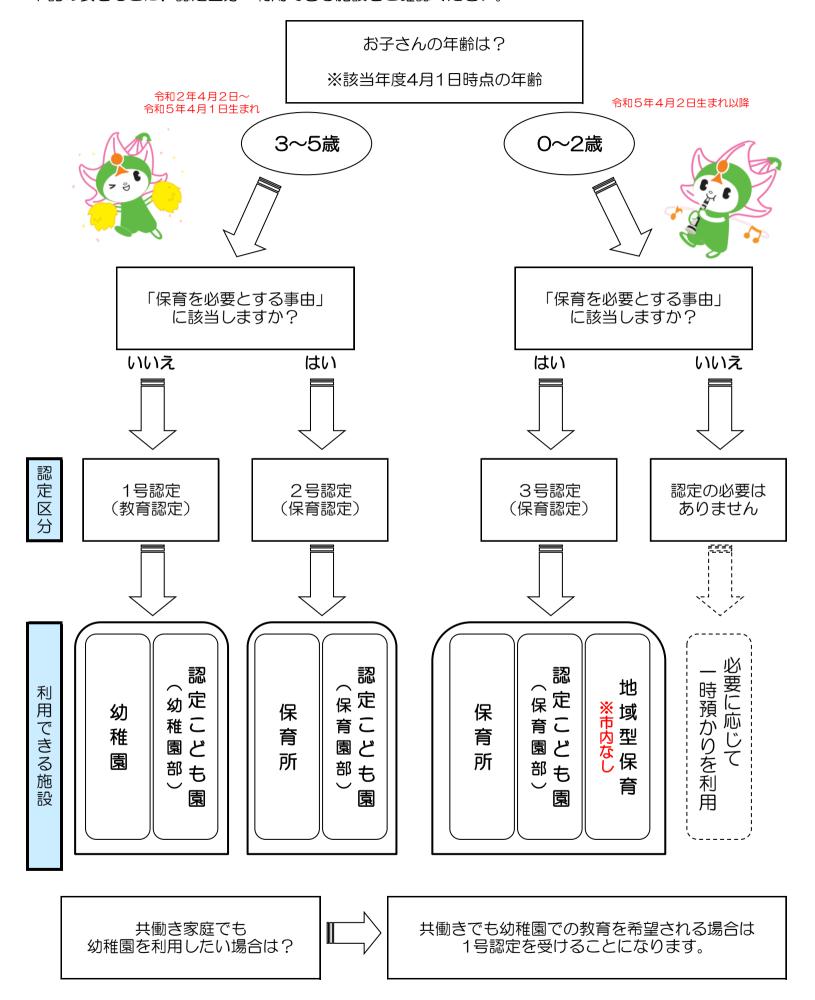
区分	内容	利用時間
保育標準時間	・フルタイム(月120時間程度)就労 ・妊娠・出産による申込 など	一日最長11時間の利用
保育短時間	・パートタイム(月48時間以上)就労 ・求職活動中 ・保育短時間を希望する場合 など	一日最長8時間の利用

- ※利用時間帯は施設により異なります。また、延長保育を利用することも可能です。
- ※保育必要量を変更する場合は、手続きが必要です。こども未来課へ問合せください。

なお、保育必要量の変更は、手続きされた翌月からとなります。

★あなたの認定区分は?利用できる施設は?

下記の表をもとに、認定区分・利用できる施設をご確認ください。



問い合わせ先:教育委員会こども未来課

TEL: 0790-63-3114